

# 吸收分割に関する事後備置書類

(吸收分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

(吸收分割承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく開示事項)

2026 年 1 月 1 日

Trailhead Global Holdings 株式会社  
ワイエスフード株式会社

2026年1月1日

## 吸收分割に関する事後備置書類

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号  
Trailhead Global Holdings 株式会社  
代表取締役社長 高田 十光

福岡県田川郡香春町大字鏡山 567番  
ワイエスフード株式会社  
代表取締役社長 高田 十光

Trailhead Global Holdings 株式会社（以下、「分割会社」といいます。）及びワイエスフード株式会社（以下、「承継会社」といいます。）は、2025年11月4日付で締結した吸收分割契約に基づき、2026年1月1日を効力発生日として、分割会社が外食事業、外販事業及び温泉施設受託運営事業（以下、合わせて「本対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸收分割（以下、「本吸收分割」といいます。）を行いました。

本吸收分割に関する、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

### 記

#### 1. 吸收分割が効力を生じた日

2026年1月1日

#### 2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

##### （1）会社法第784条の2の規定による手続の経過

会社法第784条の2の規定に基づき、分割会社に対して、本吸收分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。

##### （2）会社法第785条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2025 年 11 月 26 日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

承継会社は分割会社の 100% 子会社であることから、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は分割会社の 100% 子会社であることから、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は知れている債権者が存在しなかつたため、会社法第 799 条の規定による催告は行っていません。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2026 年 1 月 1 日をもって、本対象事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

効力発生日から 2 週間以内に行う予定です。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上